

●香川県告示第166号

平成21年香川県告示第181号（騒音に係る環境基準の地域の類型指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
地域の類型	当てはめる地域	地域の類型	当てはめる地域
A	宇多津町及び多度津町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	A	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、宇多津町及び多度津町（以下「高松市等」という。）の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	宇多津町及び多度津町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	B	高松市等の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	宇多津町及び多度津町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	C	高松市等の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域